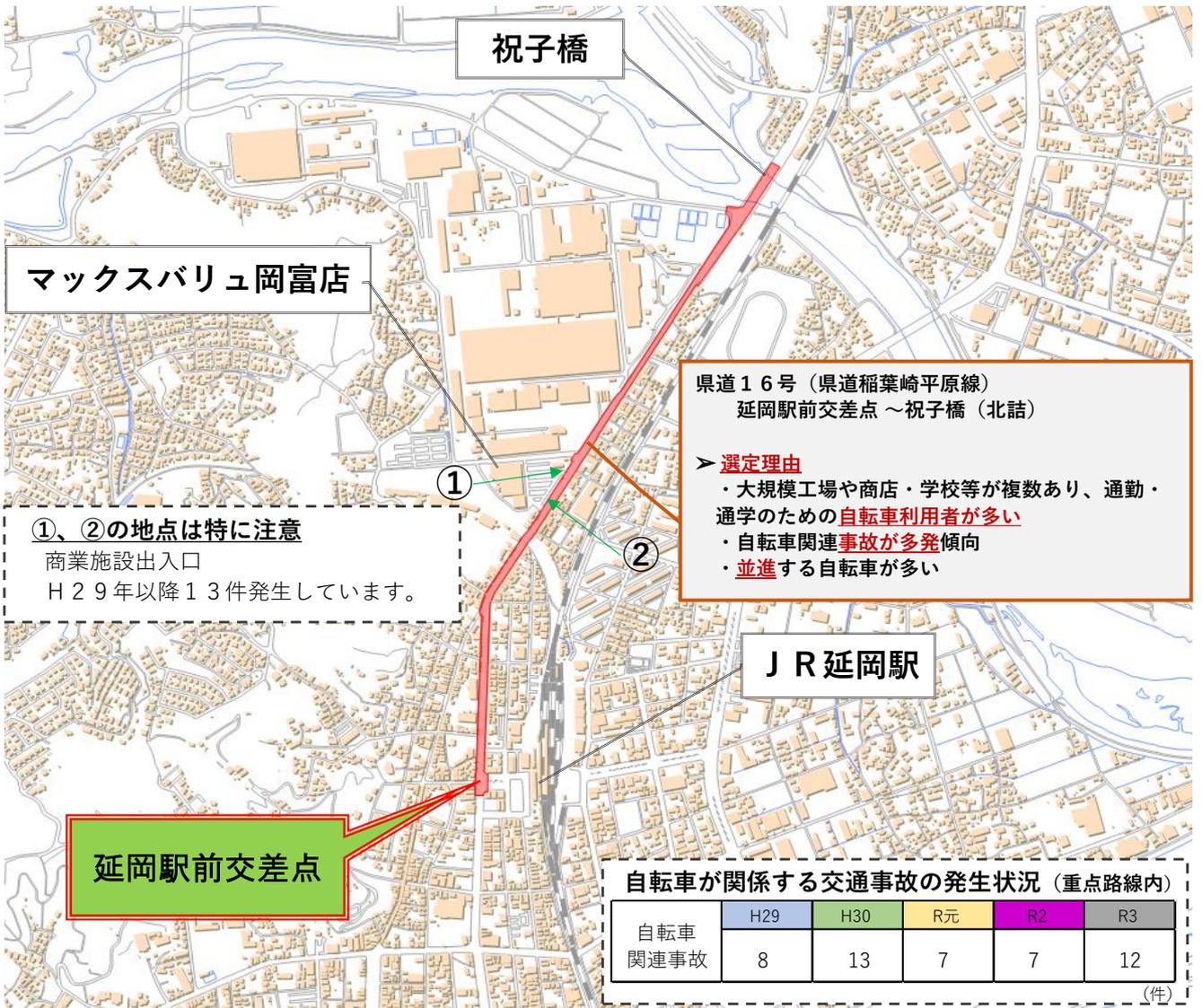
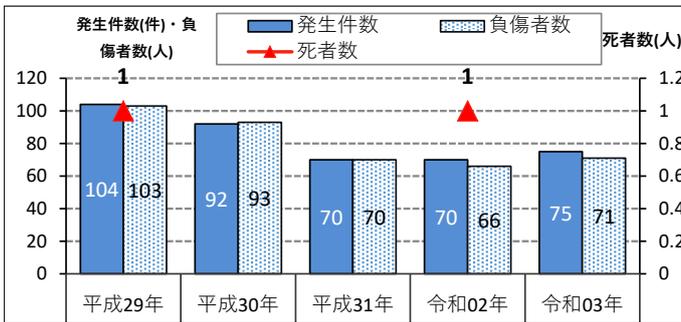


# 自転車指導啓発重点路線(延岡警察署)

令和4年3月



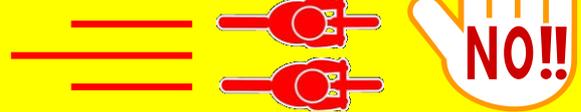
延岡警察署の自転車事故の発生状況



重点路線で、

よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 交差点で一時停止をしない
- 並進



## ★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう!★

### 1 歩道は、歩行者優先!

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

### 2 信号を守る!

### 3 並進は禁止!

並進して道路に広がると、他の通行の妨げになります。

### 4 「止まれ」では確実に一時停止を!

一時停止標識のある場所では必ず一時停止しましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

